

(介護) 特定施設入居者生活介護運営規程

介護付有料老人ホーム Les 芦屋

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千種会が開設する介護付有料老人ホーム Les 芦屋（以下「事業所」という。）が行う（介護）特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）は、（介護）特定施設サービス計画に基づき、特定施設に入居する者（以下「入居者」という。）が、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 介護付有料老人ホーム Les 芦屋
- 2) 所在地 芦屋市川西町 14 番 1 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者：1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。

- 2) 生活相談員：1名（常勤兼務）

生活相談員は、入居者の処遇に関する計画を立案し、個別的相談に応じるとともに、介護職員等に対して必要な指導助言を与える。

- 3) 介護職員：19名（常勤専従 19名）

介護職員は、利用者に対して必要な介護にあたる。

- 4) 看護職員：2名（常勤2名：機能訓練指導員兼務、）

看護職員は、利用者の健康管理及び、施設内の保健衛生にあたる。

- 5) 機能訓練指導員：1名（常勤（看護職員）兼務 1名）

機能回復訓練員は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要

な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

6) 計画作成担当者：1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、専ら入居者に対する特定施設サービス計画の作成に従事するが、入居者の処遇に支障がなければ、他の職務に従事することもある。

7) 調理員

調理員は、栄養士の献立表に基づき、入居者に提供する食事の調理にあたる。

（入居定員）

第5条 入居定員は、40名及び居室数39室とする。

（指定（介護）特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 指定（介護）特定施設入居者生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ①介護
- ②食事の提供
- ③社会生活上の便宜の供与等
- ④機能訓練
- ⑤健康管理
- ⑥相談及び援助
- ⑦その他必要なサービス

（利用料等の受領）

第7条 指定（介護）特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割（または2割）の額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

- ①居住費
- ②食費
- ③水光熱費
- ④管理費
- ⑤介護費
- ⑥利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ⑦理美容代
- ⑧前各号に定めるもののほか、指定（介護）特定施設入居者生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

3 入居一時金、月払利用料については、入居契約書に基づきお支払い頂くものとする。各利用

料金の詳細については、重要事項説明書等の通りとする。

- 4 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者家族の同意をえるものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 介護職員等は、指定（介護）特定施設入居者生活介護サービスの提供中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 入居者に対する指定（介護）特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があるものとする。
- 5 事業所は利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるような特定施設サービス計画を作成しなければならない。作成に当たっては、その内容等を利用者に説明し、同意を得て交付しなければならない。交付した特定施設サービス計画書は5年間保存しなければならない。
- 6 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、施設長が責任をもって管理することができる。施設長が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、施設長は、善良な注意義務をもって保管するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人千種会と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。